

従業員に支給する現金やモノ、課税にならないものは？

●はじめに

平成28年4月に、通勤手当の非課税限度に関して改正が行われ、非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。

通勤手当の他にも、給与所得として所得税の課税の対象にならないものがあります。

今回は、従業員に支給するものの内、課税の対象になるものとならないものを紹介します。

●課税の対象になるもの

- ①給与（各種手当を含みます）
- ②賞与
- ③退職金（退職所得になります）
- ④個人的債務を免除したことによる経済的利益
 会社が従業員に貸した金銭の返済を免除することで従業員が受ける経済的利益。
- ⑤その他の経済的利益
 物品その他の資産を無償又は低い価額により譲渡したことによる経済的利益など。

●課税の対象にならないもの

①通勤手当

以下の表の金額までは非課税です。

有料道路の利用料や特急料金も負担可能ですが、グリーン車等の費用を負担した場合は所得税の課税の対象になります。

○通勤手当の非課税限度額 単位：円

区分	課税されない金額	
①交通機関又は有料道路を使用している方	1ヶ月あたりの運賃等の額(※)	
②自動車や自転車などを使用している方	片道55キロメートル以上	31,600円
	片道45～55キロメートル	28,000円
	片道35～45キロメートル	24,400円
	片道25～35キロメートル	18,700円
	片道15～25キロメートル	12,900円
	片道10～15キロメートル	7,100円
③交通機関又は有料道路のほかに自動車なども使用している方	片道2～10キロメートル	4,200円
	片道2キロメートル未満	0円
③交通機関又は有料道路のほかに自動車なども使用している方	①+②(※)	

※ どちらの場合も、上限は15万円です

②旅費交通費

通常、業務に必要とされる範囲内の金額であれば、非課税となります。

③日当

出張の際に必要な運賃、宿泊費等以外の諸費用に充てるために支給する金銭等をいいます。

日当の支給に当たっては、社内で日当規定を作成する必要があります。

④慶弔金、葬祭料等

従業員の結婚・出産祝い、葬祭料、香典等。社内規定を作成する必要があります。

⑤学資金

職務に必要な技能や資格を取得させるための費用及び高等学校までの学校就学の費用を負担した場合。

⑥永年勤続者の記念品

社会通念上相当と認められる範囲で、10年以上勤続の従業員を対象に記念品を支給した場合。

一度支給すると、次の支給までに5年以上間隔を空ける必要があります。

また、現金や商品券を支給した場合は所得税の課税の対象になります。

⑦創業記念品

概ね5年以上の間隔で支給するもので、価額が1点1万円以下の記念品。

⑧商品、製品等の値引き販売

以下の要件を全て満たす場合。

- A. 販売価格が仕入れた価格以上かつ通常販売価格の70%以上であること。
- B. 値引率が一律又は地位・勤続年数等に応じ、バランスの取れる範囲の格差であること。
- C. 一般の消費者が通常使用する程度の数量であること。

⑨従業員に提供するまかない

会社の負担額が月額3,500円以内で、材料費の50%以上を本人から徴収した場合。

(森本 裕一)

